

第5章

村落レベルでみるフィリピン農地改革の顛末

——中部ルソンの改革パイロット村落における事例——

はじめに

戦後フィリピンの歴代政権は、常に、農地改革を最重要政策課題の一つとして掲げてきた。マグサイサイ政権下の農業小作法（1954年）と農業土地改革法（1955年）、マカパガル政権の農地改革法（1963年）、マルコス政権下の小作農解放令（1972年）、アキノ政権の包括農地改革法（1988年）がそれである。戦後最初の改革が試みられて以来今日まですでに40年の歳月が経過するが、農地改革が未だに継続実施中ということは改革が大幅に遅れていることを物語る以外の何物でもあるまい。事実、フィリピン農地改革に関するこれまでの研究では、法律の立法過程、政治過程の分析など主にマクロ・レベルの検討から、改革の遅れ、不徹底、失敗との評価が圧倒的に多い⁽¹⁾。

それでは農地改革は、掛声だけで政府は何もしなかったのか、農村の土地所有関係になんの変化ももたらさなかったかというとそうではない。この間に政府は、農地改革省を中心に、法律に基づいて改革計画実施のための不断の努力を続けてきた。政府の公式発表では、米・トウモロコシ栽培地については1991年までに50万ヘクタールの農地が農民に配分され、達成率は69%と

なっている^②。つまり米・トウモロコシ作地帯では地主制はほとんど消滅しかかっていることになる。にもかかわらず上記の評価が出るのはいったいどういうことであろうか。農地改革はどこまで進み、農民の土地をめぐる関係はどうなったのであろうか。

これらの疑問に答えるにはミクロ・レベルの研究、それも特定村落での長期間にわたる参与観察が不可欠であろう。改革自体が長期にわたって継続されているので、その経緯を十分に踏まえなくして目の前の事態の納得いく解釈はむつかしいと考えられるからである。そこで本章では、筆者が1970年から92年にかけての23年間に3回のインテンシブ調査を含む参与観察を続けてきた、中部ルソン平野の一米作農村を取り上げて、そこでの改革経過を詳細に追跡しながら、農地改革がどこまで進んで、現在どういう状態にあるか、その結果農民の土地をめぐる権利関係はどうなっているかを確認し、その意味を考察してみよう^③。調査村のある地域一帯はハシエンダと呼ばれる米作の大農園が卓越してみられるところで、1972年の大統領法令第27号（別名小作解放令）の実施において政府が最も重点を置いた地域である。

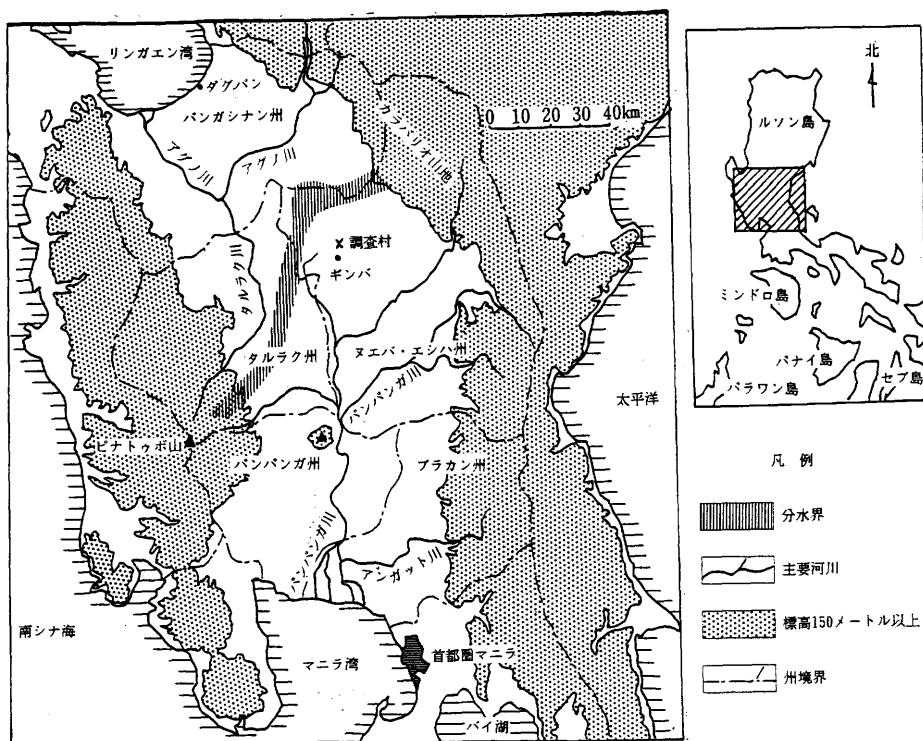
第1節 中部ルソン平野内陸部の土地所有

調査村は、首都圏マニラの後背地、中部ルソン平野の内陸部に位置する。まず最初に、この地域の開発と土地所有の特徴を検討しておこう。

1. 平野内陸部の水田開発

マニラ湾とリングガエン湾の間に横たわる中部ルソン平野は、南北180キロメートル、東西幅平均60キロメートルの第四紀堆積盆地で、海拔高度は大半が20メートル以下の低平地からなる。主要水系として、北のカラバリオ山地、東のシェラマドレ山脈に発して平野中央を南流するパンパンガ川と、中央コ

図1 中部ルソン平野の地形と水系



ルディリエラ山脈に発して南下し、平野部に出てから緩やかに北上に転じて、リンガエン湾に注ぐアグノ川の二つがみられる（図1）。この2水系にタルクラ川、アンガット川などの中小河川が合流、あるいは隣接して流れる。このような南流河川と北流河川を分ける分水界が図1に縦線で示された部分である。つまり、平野北東部のカラバリオ山地の南西麓から西進し、途中から南下してタルラク、パンパンを経てピナトゥボ山北東山麓にいたる。この分水界の標高は北東部で100～200メートルと高く、南西部では20メートルにすぎない。

この中部ルソン平野の開発と居住は、当然、マニラ、リンガエンの両湾岸

部から始まった。平野内陸部の開発はずっと遅れるが、19世紀末以降水田開発が進むようになってやがて今日のような一大穀倉となった。この開発で大きな役割を果たしたのは大地主である。19世紀末までにマニラは市域内だけで20万人を超す人口を擁する大都市に成長していたが⁽⁴⁾、その市場が中部ルソン内陸部の水田開発の契機であった。それまでにスペイン植民地権力の下で特権的に土地集中を進めてきたフィリピン人エリートは、その所有地開発のための労働力として、沿岸部など古くから開けていた地域すでに発生していた土地なし農民を利用した。つまり、彼らを農園内に呼び入れて開墾、耕作させ、収穫が安定してきた段階をみはからって小作料の徴収を始めた⁽⁵⁾。これら内陸部地主の所有地は、しばしば1000ヘクタールをはるかに超える規模であった。ために農園内の小作人の数もまた何百人、何千人という数に上った。これら大地主にとっての最大の関心事は、かくも大規模な土地と大勢の小作人をいかに支配し、農園経営を円滑に進めるかであった。このために地主は差配人、使用人を雇い入れ、圃場、農道、用水路を含む農園の整備とその維持管理、収穫後の稲堆の監視と脱穀作業、小作料、その他の諸掛かりの徴収、種々の記録などにあたらせた。そのために組織されたのが差配組織である。こうしてできた差配制度の下に小作農民を配置した大農園がハシエンダ(hacienda)と呼ばれた⁽⁶⁾。

2. ギンバ町における米作ハシエンダと村落

タルラク州とともに平野内陸部を構成するヌエバ・エシハ州は、そうした大土地所有が広範にみられることで有名である。なかでも調査村のある州北西部一帯ではそれが最近まで顕著であった。その模様をギンバ町の事例で具体的に見てみよう。

(1) ハシエンダ・サンタルシア

調査村のあるギンバ町は、町域面積2万3800ヘクタールを有する州内屈指

表1 ギンバ町における包括農地改革対象所有地
規模別地主数および所有面積

所有地規模別	地主数		所有地面積		地主当たり 平均面積(ha)
	実 数	構成比(%)	面 積(ha)	構成比(%)	
1,000ha 以上	1	0.7	3,305	22.5	3,305
500~999	5	3.4	3,745	25.5	749
200~499	8	5.5	2,838	19.3	355
100~199	13	8.9	1,881	12.8	145
50~99	13	8.9	938	6.4	72
10~49	76	52.1	1,724	11.7	23
10ha 未満	30	20.5	189	1.3	6
不 詳			74	0.5	—
合 計	146	100.0	14,694	100.0	101

(出所) 農地改革省ギンバ事務所の記録 (Scope of Agrarian Reform Area in Guimba, as of Sept. 1992) より集計。

の大きな町である。町域がほぼ全面的に低平地からなるために農地率が62%と高く、1980年センサス時の農地面積1万4827ヘクタールは州内最大であった。

この町一帯には所有地規模の非常に大きな地主がみられる。表1は、包括農地改革対象地主所有地を規模別に整理したものである。これによると、町内には地主が146人いて、その所有地合計は1万4694ヘクタールとなっている。したがって、これからすぐに100ヘクタール前後の規模の地主が多いとみるとそうではない。実態は大規模地主への土地集中が顕著で、100ヘクタール以上地主27人(18%)の所有面積は1万1769ヘクタール、町の農地全体の実に80%を独占して、その平均規模は436ヘクタールに達する。これに対して100ヘクタール未満の地主数は119人もみられるのに所有面積は全体の20%でしかなく、平均規模は16ヘクタールにすぎない。つまり、大規模地主の卓越がはっきりと認められる。さらに100ヘクタール以上地主27人のなかには名義が親子、兄弟の間に分散されているものが含まれていて、それらを名寄せすると16人になる。うち400ヘクタール以上の地主とその所有面積、

表2 400ヘクタール以上地主とその改革対象面積
およびそこに含まれる村落

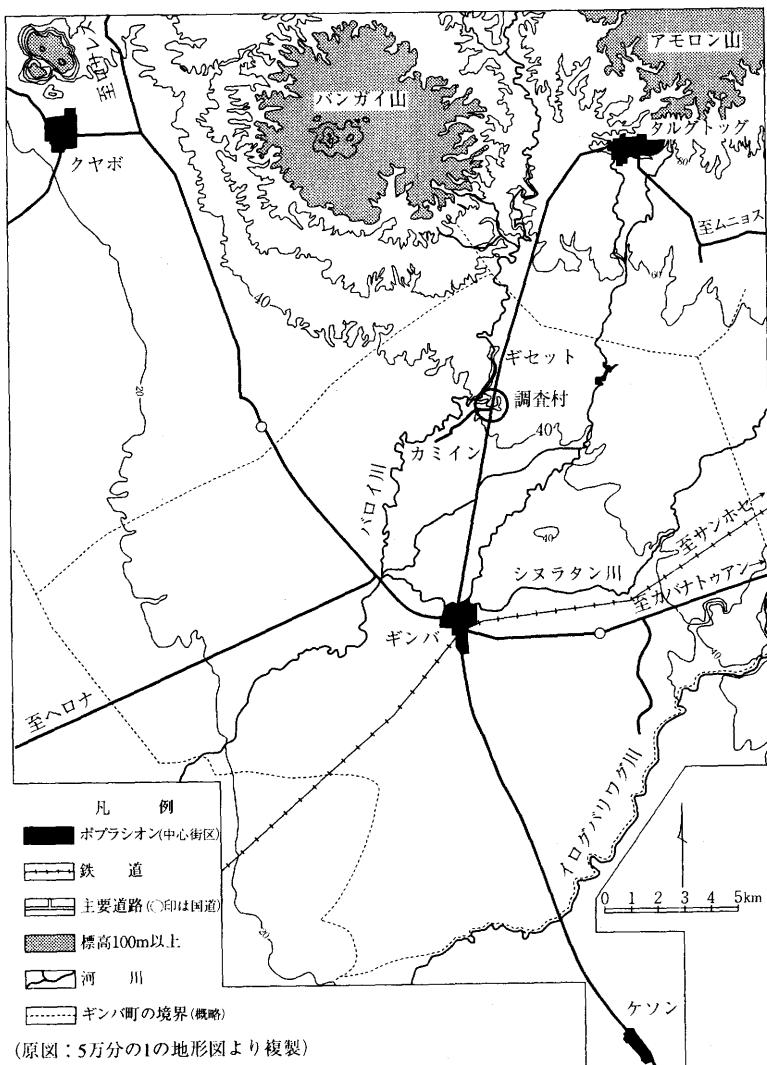
地主名	対象面積(ha)	構成比*(%)	村落名
ティニオ家	3,983	27.1	Camiung, Casongsong, Cavite, Faigal, Guiset, Narvacan I, Narvacan II, San Andres, Sta. Ana, Sta. Lucia, Sinulatan
ゴンサレス家	1,430	9.7	Lamorito, Macamias, Manggang Marikit, Maybubon, San Miguel
ドミンゴ家	1,015	6.9	Ayos Lumboy, Caballero, Casongsong, Culong, Macapabellag, Triala
デイビス家	910	6.2	Bagong Barrio, Escano, Galvan, Lamorito, Manggang Marikit, Partida I, Yuson
S・ガバルドン	855	5.8	Bacaya, Consuelo, Nagpandayan, Pacac, Pasong Inchik, San Rafael
デサントス家	850	5.8	Balbalino, Escano, Lennec, Yuson
E・ガルシア	574	3.9	Galvan, Partida I, San Agustin, Yuson
E・デレオン	441	3.0	Macamias, Maybubon, San Miguel
合計	10,058	68.4	

(注) *全農地に対する比率。
(出所) 表1と同じ。

そこに含まれる村落を示したのが表2である。これによると、1000ヘクタール以上地主を含む上位4人の地主所有地だけですでに町全体の農地の半分を占め、400ヘクタール以上の8人の地主所有地が全体の7割弱に達することがわかる。

この町で最大規模を誇るのがティニオ家の農園で、ハシエンダ・サンタルシアと呼ばれる。サンタルシアのルシアは現所有者の母親の名前で、それに因んで父親が命名したものである。土地タイトルは現所有者名義のものがカバーする655ヘクタールと、その母親名義の三つのタイトルに含まれる4001ヘクタールからなり、全体で4657ヘクタールに達する。これは、ギンバ町域

図2 ギンバ町付近の地形と調査村の位置



面積の2割に相当する規模であった。その位置は、図2におけるシヌラタン川以北、バロイ川以東のギンバ町北東部から北隣のタルグトック町南部に及んだ。農地改革対象部分だけで3983ヘクタールに上り、町内の11カ村と隣接するタルグトック町の3カ村にまたがっていた。小作人の数は1974年の農地改革省公式発表では1491人であったが、又小作関係が広くみられたために、実際には2000人前後に達したと推定される。調査村はこのなかの1村であった。

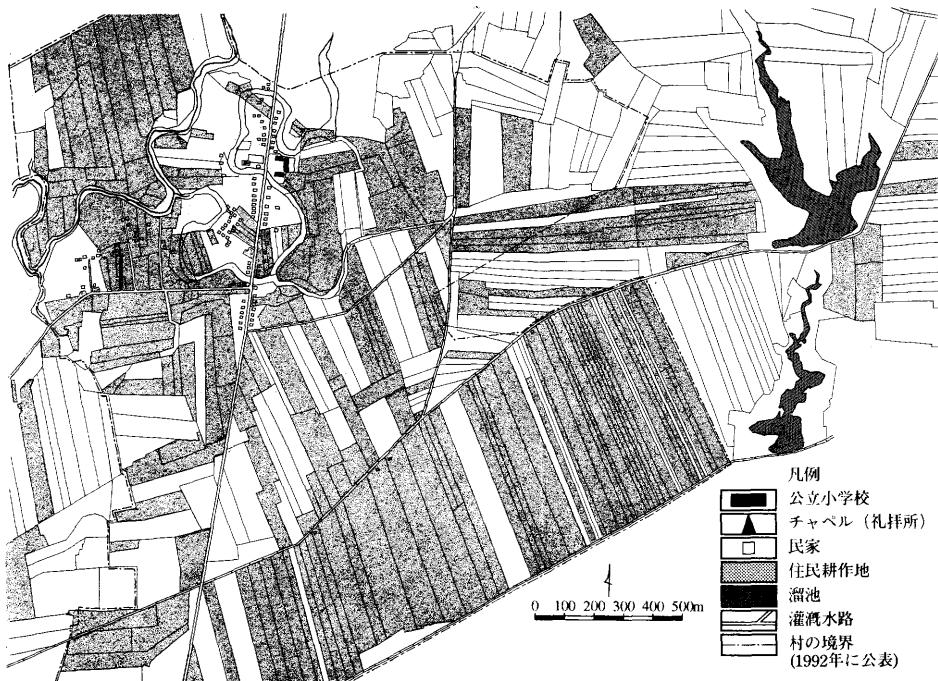
1970年当時、ハシエンダ・サンタルシアには筆頭差配人に率いられた10数人の差配人と10余人の職員からなる差配組織と、農場監視人を含む相当数の私兵集団がみられた。農民支配の制度的要締は、ハシエンダによる水利と脱穀の統制であった。小作契約書によると、脱穀は小作人が刈り取った稻をハシエンダの指定する脱穀場 (patio) に運び、ハシエンダの差し向ける大型動力脱穀機で行われなければならないとあった^⑨。水利に関しては、貯水池、灌漑水路などの建設から水路の修理、清掃、用水の配分など一切を地主側が行い、農民は収穫の一部を水利費として地主に支払うこととなっていた^⑩。もちろん、この灌漑は雨季間中の補水灌漑にすぎないが、それでも降雨が不安定で相対的に少ない平野内陸部では、灌漑水の配分を牛耳ることの意味は大きく、これにより農民に大きな影響力を行使することができた。

こうして地主は、水利サービスにより農民支配を容易にすると同時に農園内の生産を安定させ、脱穀統制により農民からの徴収を確実にしながら、農民の収穫量を正確に把握して小作料水準の調節を行ったのである。

(2) ハシエンダ・バリオと調査村

前述の大地主の農園はそのほとんどが広大な団地である。ためにその所有地がいくつかの村落にまたがる場合も少なくない。これらの村落は、もとはといえば水田開発の段階で開墾労働力として農園内に呼び込まれて住み着いた農民とその家族の形成する集落からできたものである。400ヘクタールというとこの辺りではだいたい一つの村落の面積に相当する規模であるが^⑪、

図3 調査村の集落と耕地の分布（1974年現在）



(出所) (1) DAR Agrarian Reform Sketching, Municipality of Guimba, PMS No. 003, 004, 005, 058 ; (2) DAR/ARTO, Masterlist of Tenants Issued Land Transfer Certificates, Municipality of Guimba, Nueva Ecija, Aug. 29, 1974.

それよりさらに大きい規模の農園になるとそこに含まれる村落の数も複数となる。こうしたハシエンダ内の村落が、一般に、ハシエンダ・バリオと呼ばれた。表2によると、これら8ハシエンダに含まれる村落は36を数える。ギンバ町内の村落数は現在60であるから、その6割以上の村がハシエンダ・バリオであることがわかる。

調査村は、ハシエンダ・サンタルシアのなかの14カ村の一つである。まさしく典型的なハシエンダ・バリオであった。ここでまず、調査村が農地改革の対象となる前までの土地保有関係の特徴をみておこう。最初の調査が行わ

れた1970年当時、村を構成したのは97世帯であった。調査村には、土地を一片たりとも所有する者はいなかった。村落といつても土地のうえでの境界があるわけではなく、97世帯が構成する集落それ自体が村であった（図3）。地主が寄贈した小学校、礼拝堂、プラサ（広場）の敷地、州道、町道の部分を除き、耕地や宅地はもとより藪地や小道、旧河道路などすべてがハシエンダの土地であった。97世帯のうちハシエンダの土地を耕作する小作農が81世帯で、その合計面積は224ヘクタールであった。これら小作農は集落部分の地代なしで居住することを認められていたが、小作農でない16世帯はハシエンダとは直接的関係のないまま、無断でここに居住するイスクワター（iskwater）であった。地主はそれを黙認した。

ハシエンダの小作料は、この地域では珍しく定額制であった。農民は地主に1970年当時ヘクタール当たり9カバン⁽¹⁰⁾を小作料として支払っていたが、それには二つの大きな条件がついていた。上述の水利灌漑と脱穀に関する地主統制である。地主はこれによって小作料の他に水利費と脱穀費を農民から徴収した。

調査村の大半の農民はハシエンダから借り入れた小作地を耕作する定額小作人であった。しかし、そのなかには地主に抜擢され小作料を免除されている差配人（3人）、ハシエンダから借りた小作地を全面的ないし部分的に他人に又貸しする小作地転貸人（4人）と、転貸人から又借りた土地を耕作する又小作人（6人）がみられた。又小作人と転貸小作人の間の関係は分益制で、前者が後者に収穫の半分を支払い、転貸人はそのなかから定額小作料を地主に支払った。したがって当時の村の土地保有関係は、224ヘクタール有余の土地の上に、基本的に1人の地主と81人の小作人および無断居住者16人の非農家の関係として成立し、両者の間に介在したのが小作人のなかから抜擢された差配人であった。また、定額小作人のなかには小作地転貸人がいて、又小作人との間に分益小作関係が成立していて、重層化した地主・小作関係がみられた。

第2節 調査村における農地改革

1. 大統領法令第27号

ギンバ町一帯が農地改革の対象地域に含まれるのは、州内22町市が農地改革区指定を受けた1968年3月からであった。当時の改革は63年法（共和国法3844号）に基づく分益制から定額制への小作制度転換であったが、調査村のあるハシエンダ・サンタルシアはすでに定額制をとっていたためにこの時は改革対象からはずされた。調査村で農地改革が始まるのは72年10月以降である。

1972年9月21日の戒厳令布告からちょうど1カ月後の10月21日に、マルコス大統領は法令第27号を発表した。別名小作農解放令と呼ばれたこの法令の基本目標は、米・トウモロコシ栽培小作地のうち、7ヘクタール以上的小作地の所有権を耕作農民に移転することにあった。そのための手順は、まず第1段階として小作地1筆ごとの地主と小作人の確認、その地図上への書き入れ、それに基づく土地移転証書（Certificate of Land Transfer, 略称 CLT）の発行と農民への交付、第2段階として地主小作間での土地生産性の合意とそれに基づく地価確定、第3段階として15年間にわたる農民の地価償還、そして最終段階として土地区画ごとの最終測量とそれに基づく土地タイトル、解放パテント（Emancipation Patent, 略称 EP）の作成、農民への交付、であった。その場合、灌漑田で3ヘクタール、天水田で5ヘクタールまでを家族農場規模と規定し、その範囲での所有権移転を目標とした。これが土地所有権移転事業（Operation Land Transfer, 通称 OLT）である。

他方、7ヘクタール未満の地主所有地の取扱いの問題があった。これについては所有権移転対象からはずし、別途、分益制から定額制への小作制度転換事業（Operation Leasehold）の対象とした。

農地改革実施作業開始にあたって政府は、改革対象に二つの優先順位を設

けた。一つは地主所有地規模によるもので、規模100ヘクタール以上の地主所有地を改革対象第1優先順位とし、50～99ヘクタールを第2、24～49ヘクタールを第3、そして7～23ヘクタールを第4優先順位として順次対象を拡大すること、他は改革地域の特定によるもので、最優先地区として改革パイロット地区を指定することであった。政府は、大土地所有の存在、広範な社会不安の存在、小作農率の高さなどを基準に六つの州から選ばれた九つの町をパイロット地区に指定し^⑫、そこからまず改革作業を開始した。大地主の町ギンバは、このパイロット地区に指定された。改革パイロット地区で最大の地主所有地のなかに位置する調査村は、当然、農地改革の最優先対象となつたのである。

2. 土地所有権移転事業

(1) 地主および小作人の確認と土地移転証書発行

ハシエンダ・バリオの調査村では、こうして法令第27号発布の翌月から全国に先駆けて地主、小作人の確認作業が始まった。地主の確認は土地登記委員会（LRC）の記録から容易に可能であった。ハシエンダ・サンタルシアは四つの土地タイトルから構成されていた。まず第1に現所有者名義の OCT No. 5821 (654.6496ヘクタール)、第2が所有者の母親名義の OCT No. 5810 (2872.7118ヘクタール)、第3に同じく母親名義の CT No.T 5811pt. (444.9836ヘクタール)、第4に同じく母親名義の OCT No. 5811 (684.6486ヘクタール)で、その合計面積が4657ヘクタールに達した。うち調査村に関係するのは OCT No.5821 と CT No.T 5811 であった。

作業が大変だったのは小作人の確認のほうであった。この作業は農地改革実施チームが中心となり、地元の各種代表者、組織の責任者や土地局からの応援を得て行われた。農民はギンバ町のポプラシオンにあった農地改革実施チーム事務所、中央小学校、村の小学校に呼びつけられ、空中写真を使って自分の耕作地の範囲と境界の確認を迫られた。

このような確認作業に基づいて土地区画略図（Parcellary Mapping and Sketching, 略称 PMS）の作成が進められた。略図といつても空中写真を使って作図したものであるから、もちろん絵図などにみられる類いのそれではなかった。しかし、図幅の中央部はほぼ正確であっても周辺に向かって数%前後の誤差が現われるのが避けられない。その結果、出来上がった土地区画図は限りなく正確な地図に近い略図でしかなかった。土地局の作成によるこの略図は、農地改革略図（Agrarian Reform Sketching）という主題名をもち、縮尺が4000分の1で、1図幅が46.3センチメートル四方であるからそこには約343ヘクタールが含まれた。

ギンバ町農地改革略図（PMS）の作成は、1974年8月29日付となっている。うち PMS No.003, 004, 005, 058の4枚が調査村の住民耕作地が集中する地域をカバーする。図3はそれらを集成して、村の住民耕作地の分布を示したものである。このPMSに1992年公表の調査村村境を入れて、境界内の土地を耕作する農民と耕作地を集計すると、74年段階で農民数97人、その耕作面積は合計252ヘクタールに及んだ。4年前の70年の調査時には耕作地保有農民は81人でその面積は224ヘクタールであったから、この間に農民が16人、保有面積が28ヘクタールも増えたことになる。農民のなかには72年法の家族農場規模規定以上の小作地を保有していたものもいたので、これは恐らく同規定を考慮しての名義分散が行われたこと、またパロイ川と州道、町道の間に広がる畠地は従来農民の菜園地（bancag）であったが、将来の所有権移転を期待してこの部分への権利主張がなされたことなどによるものと考えられる。

農地改革略図に基づいて土地区画ごとに土地移転証書が作成された。これには表面に耕作者氏名と耕作地面積が、裏面に耕地の形状と境界が詳しく記述されており、将来の所有権移転を約束するものであった。農地改革省はこの土地移転証書を次々と農民に交付していったのである。改革実地パイロット地区だけにギンバ町では CLT 交付の開始が早く、調査村では1972年の末には最初の CLT 受領者が出ていたといわれる⁽¹³⁾。また、農地改革実施チーム事

務所の記録によると、確認作業開始1年後の73年末には町内小作地の7割、100ヘクタール以上地主の所有地に限れば84%について土地移転証書を発行するというスピードぶりであった。

もっとも、かかる性急でやや杜撰な確認および区画図作成作業に基づくCLTの発行・交付であったために、その後確認漏れによる権利喪失、同一区画へのCLTの重複発行、証書記載面積の過不足など、農民からの苦情申立てが相次いだ。そこで政府は初期のCLTの回収に乗りだし、耕作者名、面積などを調整した後に再発行するという措置を講じた。それが1975年ころのことであった。

相当な規模の私兵組織をもつ大地主の農園で、単なる約束証書にすぎないとはいえる将来農民への所有権移転を保証した政府の証書がかくも容易に発行・交付できたのはなぜであろうか。地主は改革に激しく抵抗しようとしたが、いずれの試みも有効でなかった。地主は、小作解放令直後に農民が困惑するであろうことを予想して、水利、脱穀サービスの即時停止を行った。しかし農民は、当時政府が推進していた小型灌漑ポンプ融資計画に参加して小型ポンプを購入し自設灌漑を始めたために、地主の思惑は完全にはずれた。脱穀に関しては南部ルソン地方から伝わったといわれる脱穀用木枠(ham-pasan)を使った手打ち脱穀が地主の機械脱穀に取って代わった。CLT交付を受けた小作農は1972年度から小作料支払いを止めたが、地主はそれに対しですら断固たる措置がとれなかった。その理由は、戒厳令下のため民間での武器等所持が禁止され、地主の雇入れ私兵組織が武装解除状態にあったからである。

(2) 地主小作間での地価確定交渉

改革事業をとおしての最大の難関は地価の確定であった。法令第27号によると、地価はその土地の3平年作の平均収量の2.5倍と規定されていた。したがって平均収量が決まれば地価は自動的に決まった。しかし、地主・小作の双方が納得するような記録を欠いた状態で平年作の収量水準をどう決める

かは大問題である。その問題を克服するために政府が1973年に提案したのが、バランガイ（村落）土地生産力委員会（Barangay Council for Land Production, 略称 BCLP）であった。その構成は村長、村落組合（Samahang Nayon）代表1人、小作人代表4人、地主代表2人、自作農代表2人、農地改革省代表1人の11人からなる。

調査村一帯ではまず地主がこの委員会に強く反発した。ギンバ町のように大地主所有が卓越する地域では、自作農はごく稀にしかみられず、農民の大方は小作農である。とりわけ調査村のようなハシエンダ・バリオの場合には農民のすべてがそうである。自作農は存在しないし村長も組合長もすべて小作人である。となると、自作農代表といつても名目にすぎず、BCLPの委員11名中8人までが小作農出身者で構成されることになる。ために多くの地主は構成が不公平であるとして代表の送込みに非協力という態度に出た。しかし、農地改革省は一方的にBCLPの組織化を進めた。その結果ギンバ町内のBCLPは1974年7月に35、76年11月に57と増え、77年末までには町内のはほぼ全村にできて59を数えた^⑩。

調査村のBCLPは1974年に組織された。しかし、委員会の構成、その他を不満とする地主側の委員会出席拒否に会い、なんら実質的交渉をみないまま終わった。地主代表を欠いたままで行われた村落生産力委員会で得た唯一の成果といえば、ヘクタール当たり42カバンをもって小作人側の主張する平均収量とするという点であった。

続いて1977年の半ばから行われたのは、地主作成の合意書（Kasunduan）をもとにした地主の対小作人個別折衝である。BCLPを拒否したハシエンダ・サンタルシアの所有者は、義兄の所有するハシエンダ・トリアラ（改革対象面積1015ヘクタール）と共同で弁護士を立て、容認できる条件を予め織り込んだ合意書を用意して、77年の半ばからハシエンダの農民との個別交渉に入った。すなわち地主小作間生産力合意（Landowner-Tenant Production Agreement, 略称 LTPA）に乗りだした。その内容は、①地価をヘクタール当たり一律8000ペソとすること、②73年から76年にいたる4年間の支払い済

み小作料は、農民の対地主負債ないし延滞小作料返済分とすること、③農民が農地改革省の地主小作間生産力合意書に署名した時点から、地主は小作料徴収の権利を失うこと、④農民はできるだけ早く農民の地価支払い約束状(Farmer's Undertaking)に署名すること、の4項目からなっている⁽¹⁵⁾。

この合意書の内容は当時の農民にとって二つの問題をもっていた。一つは、地価が著しく高いという点である。ヘクタール当たり8000ペソとすると、政府の地価算定基準により逆算すると土地生産力は91.42カバンとなる。調査村のBCLPが得た結論は42カバンであるからその差があまりにも大きい。つまり地価の不当な吊上げである。他は、1973年から76年までの支払い済み小作料の取扱いについてである。政府の方針では73年以降地主に支払われた小作料は農民の地価償還分に入れて勘定するとなっていたが、合意書の提案ではそれを過去の負債あるいは小作料延滞分に引き当てるというものであった。これは政府の方針を真っ向から踏みにじるものであり、小作農民に追加負担を強要するものであった。ために一部農民からの強い反発をまねいた。

にもかかわらず合意書への署名取付けは進んで1978年初めまでに調査村で農民の7割、ハシエンダ全体では7割5分が署名を終えたといわれていた。このように大きな問題があったにもかかわらず大半の農民がなぜ容易に合意書に署名したのであろうか。理由は二つ考えられる。第1に、地主提案とBCLP提案の生産力水準に大きな開きはあったが、時間の経過とともにインフレの進行もあって8000ペソがそれほど負担には感じられなくなりつつあったことである。というのは、70年代後半には高収量新品種の普及で収量水準は年々着実に改善されていたこと、米価も政府基準の35ペソ(72年当時のもの)から78年には50ペソへと大きく引き上げられていたからである。第2に、ハシエンダの小作農民の多くは大きな小作料延滞分をもっていたという事実である。推定ではあるが、65年には調査村全体で約1000カバンにも達していた⁽¹⁶⁾。これは当時125ヘクタール分の小作料に相当する規模であった。また、前述のように、72年の大統領法令第27号発令後大方の農民は小作料支払いを停止していた。したがって、多くの負債農民はこの地主提案に反対できなか

ったのである。

ハシエンダのなかでもタイトル番号が T-5810 と NT-5821（調査村に関係するのはこのうち112.81ヘクタール）の部分で最も早く合意にこぎつけた。その証拠に1978年10月16日付で、地価および生産力に関する地主小作間合意の確認書（Certification）が農地改革実施チーム・リーダー名で作成され、農地改革地区事務所（DAR District Office），第三広域行政地域事務所（DAR Regional Office），および本省（DAR Central Office）宛に発送されているからである⁽¹⁷⁾。調査村が大きく含まれるタイトル T-5811 の土地については、80年11月15日付の合意確認書がみられ、11月19日付で合意書にある小作人が「事実上の耕作者（de facto farmer）」であること、ならびに調査村のある部分が非灌漑地であることの確認書が作成され、12月19日には村の住民全員が、地主小作間生産力合意書への署名の再確認と、農民がヘクタール当たり8000ペソの地価を土地銀行に支払うことの誓約書（Salaysay）を作成し、82年3月7日付で合意書がカバナトゥアンの農地改革地区事務所で受理された。こうして82年8月4日から84年3月30日の間に農民の支払い計画に基づく約束状（LTPA-Farmer's Undertaking to Pay to the Land Bank of the Philippines）が作成され、ここに地価確定と農民の支払い計画が完了したのである⁽¹⁸⁾。

（3）最終測量と解放パテント

こうして4657ヘクタールの大農園のうち約4000ヘクタールの土地がギンバ町の農民に分割譲渡されることになった。しかし、それを完全に終了させるためには、天然資源省土地局による土地の最終測量を待たなければならない。調査村の北半分をカバーする土地タイトル T-5811 (684.6486ヘクタール) の測量がまず1987年の4月9～14日，20～22日，7月17～30日に行われた⁽¹⁹⁾。同じタイトル番号のなかのパロイ川沿いの畑地部分については、88年9月13～15日と89年の6月19～20日に行われた⁽²⁰⁾。調査村南部をカバーするタイトル番号5821の一部の187.5192ヘクタールについては、89年の8月1～5日に測量された⁽²¹⁾。これらの測量は、土地局から派遣された3～5名の測量士に

より行われた。その際、関係農民はもとより、村を代表して村長といく人々の古老が立ち会い、境界を確認し関係者の了承を取りつけたうえでコンクリート製の円柱状境界標（istaka、15×40センチメートル）が各コーナーに打ち込まれた。もちろんその際に耕地の境界をめぐって関係住民の意見が食い違い、場合によっては喧嘩になることもあったといわれる²²。測量終了後現在まで境界線が未解決の土地についてはその旨が記録にとどめられている。

この最終測量の結果を地図に表したもののが一連の土地再分割図（Subdivision Plan）である。縮尺には4000分の1と2000分の1の2種類が採用されたが、一般的には前者が用いられ、所有地が小さくかつ複雑に込み入っている部分についてのみ後者が用いられた。調査村の北半分は土地再分割図 Lot 1437-New-B, Pcs-40 Amd., 南半分は土地再分割図 Lot 331 Psd 03-023921に含まれ、河川あるいはクリーク近くの細かく分割された土地については再分割図 Lot 880 Psd 03-18612 および Lot 879, 381 & 367 Psd 03-018612 の図幅に記載されている。

こうして完成した土地再分割図をもとに、農地改革省が土地タイトルである解放パテントを作成する。農地改革省の「解放パテント（EP）・土地所有権裁定証書（CLOA）一覧」には、調査村の土地1筆ごとに受益者氏名、地番、EP/CLOA番号、地目および土地面積、発行日が記載されている。これによると、村の土地に対する最初の解放パテントの発行は1988年9月12日であった。以後発行作業は継続され、91年11月25日発行のものを最後に調査村の解放パテント発行は終了した。そして、発行済みの解放パテントは、受益者への交付のために農地改革省により土地所在地の登記所（Register of Deeds）に送られ、そこでパテントのタイトル番号が決まり登記される。登記所は解放パテントの写しを作成して農地改革省のフィールド・チームに戻し、受益者への交付となる²³。

第3節 改革成果と受益農民

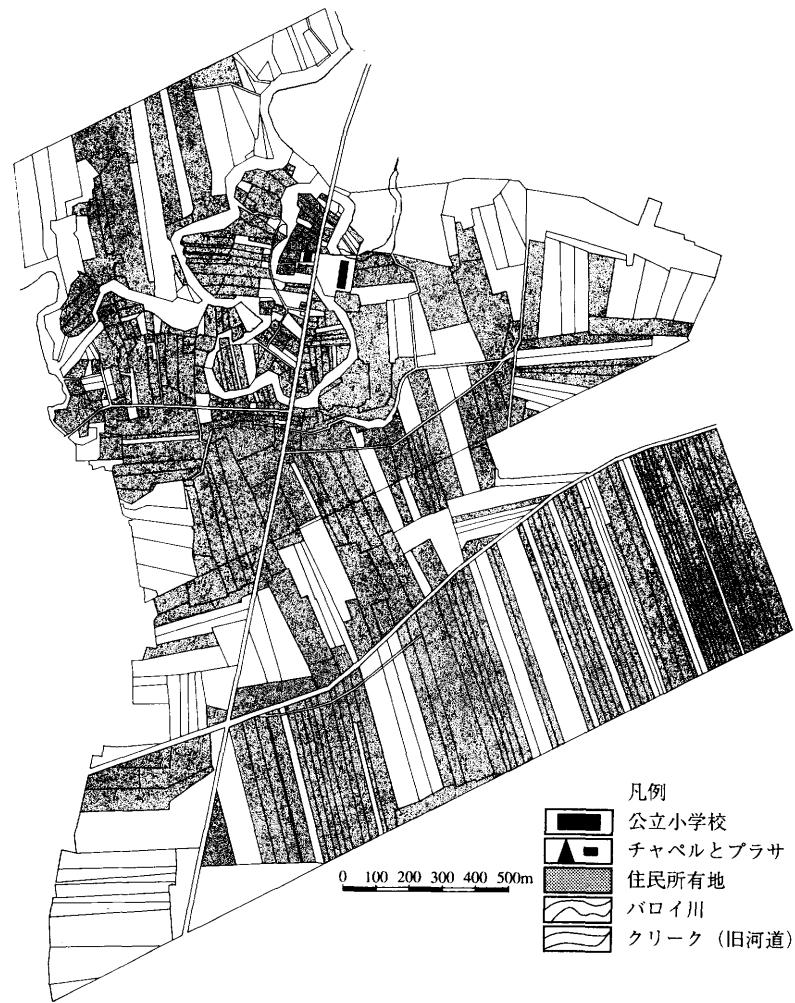
このようにみると、調査村での農地改革は完了したことになる。確かにハシエンダ・サンタルシアは消滅し、土地は農民の所有地として再分割され、それぞれの地片に新たなタイトルが発行された。どうみても農地改革の完了である。しかし不思議にも、調査村の大半の農民は自分の解放パテントを未だ手にしたこともなければ見てもいい。そこで次に改革成果の範囲、受益農民の実態を検討してみよう。

1. ハシエンダ解体と村域の確定

農地改革がもたらした最大の成果は、20年もの長い歳月をかけてともかく4600ヘクタールもの大きなハシエンダを解体したことである。その結果後のみるようすに大勢の受益農民を出すことになったが、それとは別に見落としてならないのは調査村の村域確定という副次的効果である。町内きっての大ハシエンダのなかに1930年代半ばに成立した調査村は、以後92年まで半世紀以上にわたって村域をもたない村落のままであった。大多数の村内住民にとっての日常生活の場は、1人の地主の所有する広大なハシエンダの一角にすぎなかった。宅地や耕作地はもとより、農業労働者として働く場所も漁獲のための河川も通行する道路もすべて地主のものであった。町役場は広大な不動産への課税を1人の地主に対して行えばすべて用が足りた。行政側からすれば、ハシエンダのなかに誰が住んでいようとどんな村がいくつあろうとそれほど問題にならなかった。村境を明確化しなければならない必然性はけっして強くはなかった。村域から徴収される地税の10%分が村落基金として当該村落に交付されるとの改定バリオ憲章の規定にもかかわらず、村域のない村落にはそれを交付しないだけのことであった。

ところが、4千数百ヘクタールにも及ぶ大ハシエンダの農地と宅地が、一

図4 調査村の住民耕作地分布（1992年現在）



(出所) (1) Barangay Base Map of San Andres, Guimba, Nueva Ecija (Municipal Assessor's Office で入手した調査村の公式地図); (2) MARO, Inventory of EPs/CLOAs, San Andres, Guimba, Nueva Ecija, c1991; (3) DENR Subdivision Plan of Lot 331, Psd 03 023921 (OLT); of Lot 1437 New B Pcs 40 Amd; of Lot 880 Psd 03 018612; of Lot 879, 381 & 367 Psd 03 018612.

部を残して再分割され、所有権が耕作農民に分配されたのを契機に、旧ハシエンダ・バリオの境界の明確化が行政サイドで緊急の課題となってきた。村の側では礼拝堂、プラサ（広場）、バランガイ・センターなど公共施設、用地の維持・管理問題があるうえに、町役場では不動産税などの徵税を円滑かつ完璧ならしめる必要が生じたからである。加えて1991年の地方自治法（共和国法第7160号）は、自治強化とそのための地方分権化、地方交付金制度拡充を謳った⁽²¹⁾。こうしたなかでこれまで境界が不明確であった村落の境界確定が急がれた。ギンバ町役場の課税額査定課は、92年12月に調査村のバランガイ基図（Barangay Base Map of San Andres, 縮尺4000分の1）を発表した。図4がそれである。ここに史上初めて調査村の村域が確定したのである。

この村域確定のための基礎資料を提供したのは農地改革省であった。同省は改革実施上の必要があって早くから調査村の大まかな境界を設定してきた。大団地を再分割して所有権を農民に与えてきたが、その際土地区画を村ごとに整理し、改革対象小作人、改革受益者の居住村落を確定する必要があったからである。1990年に作成された「ギンバ町における農地改革の範囲」によると、調査村の村域面積は427ヘクタールとなっている⁽²²⁾。その積算根拠は、土地再分割図 Psd 03-018612 (153.1442ヘクタール), 03-034856 (191.2595ヘクタール), 03-33524 (4.7575ヘクタール), 03-028982 (3.6827ヘクタール), 03-012987 (74.3824ヘクタール) の合計である。課税額査定課の提示した基図の根拠がこの農地改革省の数値であることはまちがいないが、基図のほうから逆にみると少なくとも Psd 03-012987 の多くの部分は村域には含まれていない。これを全部除くと村域面積は353ヘクタールとなる。したがって新たに確定した調査村の村域面積は、353ヘクタールと427ヘクタールとの間であることはまちがいない。

課税額査定課で入手したバランガイ基図を縮小してメッシュをかけて計算した結果では、調査村の村域面積は384ヘクタールとなった。これは公式発表に基づく数字ではないが、ここでは一応384ヘクタールを採用することにしよう。これをもとに村域内の土地利用目的別に面積を集計して得たのが表

表3 調査村の土地利用形態別面積（1992年）

土地利用 形 態 別	面 積 (ha)	構成比 (%)
農用地		
水 田	325.3873	84.8
畑 地	18.1086	4.7
ポンプ場・水路	0.3147	—
住宅・公共用地		
宅 地	5.8643	1.5
公共用地	1.3502	0.4
道路（含農道）	9.9187	2.6
河川・クリーク	12.0644	3.1
未測量地	10.8318	2.8
合 計	383.8400	99.9

(出所) DENR, Subdivision Plan of 1437-New-B, Pcs-40 Amd, Lot 331 Psd 03-023921 (OLT), Lot 880 Psd 03-018612 (OLT), Lot 879, 381 & 367 Psd 03-018612 (OLT); MARO, Inventory of EPs/CLOAs, (Landowner Angel Tinio, Title No. NT-5821, Location-San Andres, Guimba, c1991), MARO, Inventory of EPs/CLOAs, (Landowner Lucia Matias Vda. de Tinio, Title No. 5811, Location-Camiing, Guimba); Barangay Base Map of San Andres, Guimba, Nueva Ecija による。

3である。これによると、調査村の土地利用は、水田の325ヘクタールを筆頭に、以下畑地18ヘクタール、宅地6ヘクタール、公共用地1ヘクタール、道路10ヘクタール、河川・クリーク12ヘクタール、未測量地11ヘクタールとなる。つまり、村域の90%は水田など農用地が占め、残りを住宅・公共用地、道路、河川・クリーク、未測量地がそれぞれ2~3%ずつ構成する。

2. 受益者と受益面積

農地改革によりハシエンダの土地は再分割されて農民に分配された。この受益農民の全容を把握するためには、前述の「土地再分割図」ならびに「解

表4 農地改革の受益者および受益面積

	農 地			宅 地	
	合 計	水 田	畠 地 うち村外		
受益者数(人)	120	119	28	64	
受益面積(ha)	244.93	232.18	37.18	12.76	
筆 数	382	297	45	85	
1筆当たり	0.64	0.78	0.83	0.15	
受益者当たり	2.04	1.95	1.33	0.20	

(出所) 表3に同じ。

放パテント・土地所有権裁定証書一覧」を使って調査村とその周辺地域の土地1筆ごとの所有者を確認し、村の住民所有地について名寄せをしなければならない。そうして得た住民ひとりひとりの所有面積を集計したのが表4である。これからも明らかかなように、改革対象としては農地と宅地の2種類があり、さらに農地のなかには水田と畠地があった。

まず農地からみていく。最初に水田であるが、村内住民のなかの受益者は119人、受益面積は村域の内外にわたる232ヘクタールであった。内訳は村域内に195ヘクタール、域外に37ヘクタールである。村域内の水田面積は表3に示したように325ヘクタールであるから、その約6割が村の住民の所有となった。水田の筆数は全体で297筆であるから、1筆当たり0.78ヘクタール、受益者1人当たり平均1.95ヘクタールであったことがわかる。

これに対して畠地のほうはすべて村域内であって村外にはない。これが集中してみられるのはパロイ川以南、カミイン村に通じる町道以北、州道沿いとそれ以西の部分で、受益地は85筆、13ヘクタール、受益農民は64人であった。表3によると調査村内の畠地面積は18ヘクタールであるから、その差5ヘクタールについては村外居住者の名義もしくは入作になっていることがわかる。こちらはもともと家庭菜園的に利用されていたものであり、1筆当たりの面積も0.15ヘクタールと小さい。受益者のうち1人を除いていずれも水田の受益者である。したがって、両者を合わせると農地の改革受益者数は

120人、受益面積が245ヘクタール、したがって受益者1人当たり約2ヘクタールとなる。1992年に調査村には180人の農民がみられたから、受益者はその3分の2であった。逆にいと、農民の3分の1が改革の恩恵にあずかれなかつたということになる。

改革は当然住民の宅地にまで及んだ。改革対象となった宅地は88筆で5万3269平方メートル、その受益者は79人であった。村の世帯数は1992年現在228で、うち同居の11世帯を除く217世帯が独立の家屋をもつ。本来ならそれに近い数の宅地が解放対象にならなければならないが、受益者が79世帯ということは総世帯数の3分の1強にすぎない。

農地については3分の1、宅地については、約3分の2の世帯がなぜ改革受益者からはずされるのであろうか。これは、おそらく改革が始まった1970年代前半の段階で権利主張が凍結されたことによると思われる。改革はその後20年近く継続されるが、その間に増えた世帯には事実上の耕作者であっても権利が認められなかつたことによる。宅地の受益者79という数字は70年代初めの農家世帯数に近いことからもそれがうかがえる。これら受益者以外の家持ちは結局親兄弟など親戚の宅地に住まわせてもらうか、水田の一角に家屋をもつことになる。

改革に伴い村落景観上に大きな変化が現われた。村の集落がこんもりとした屋敷林に覆われるようになった点である。ハシエンダ時代には家屋の周りに大きな樹木を植えることは原則的に禁じられていた。ために家屋の周りにはバナナが植えてあつたりパパイヤ、グアバなどの小さな木が見られる程度で、どちらかというと「丸裸の集落」という印象が強かった。しかし、地主との間に地価をめぐる合意が成立した1980年ころから住民は屋敷の周りに積極的に木を植えるようになった。最終測量が行われた80年代末以降は、屋敷の境に植樹などして垣根を作るようになった。その結果、調査村の景観が「屋敷林に埋もれた村落」へと一変したのである。

3. 受益農民による地価償還

農民たちが長年耕作してきた土地と住み慣れた宅地部分は、個別農民に配分された。しかし、配分された土地を完全に自分のものにするには、受益者は土地タイトルである解放パテントを手にしなければならない。それにはなによりもまず15年間の地価償還を完了することであった。しかし、地価償還が著しく停滞する状況をみた政府は、1982年に2年分の年賦償還で解放パテントの交付を受けることができるとした⁽²⁶⁾。それにより農民の地価償還にインセンティブを与えるのがねらいであった。

ハシエンダ・サンタルシアの水田価格はヘクタール当たり8000ペソに統一された。支払い方法は当初15年間の均等割年賦、利子率は年6分であったから、農民の年償還額は823.60ペソとなった。しかし、年賦の支払い状態が非常に悪く、1973年から数えて償還期限にあたる15年目の87年に、政府はこれを20年間に延期して2006年までとした⁽²⁷⁾。その結果年賦償還額が若干上がつて855ペソとなった。現在農民が解放パテントを手にするためには、2年分の地価償還、つまりヘクタール当たり1710ペソを支払わなければならない。これを92年調査時の農家の粗米販売価格で換算すると約10カバン分である。これは改革前のヘクタール当たり小作料分に近い。

それでも地価償還は難航をきわめている。表5はフィリピン土地銀行から

表5 旧ハシエンダ・サンタルシアにおける農民からの年賦徴収状況
(単位:ペソ, %)

農園 所有者別	面積 (ha)	年間償還額 (徴収予定額)	1991		1990	
			徴収額	徴収率	徴収額	徴収率
O	3,305	2,825,775	173,789.36	6.1	178,768.82	6.3
P	678	579,690	42,244.07	7.3	64,552.92	11.1
合計	3,983	3,405,465	216,033.43	6.3	243,321.74	7.1

(出所) フィリピン土地銀行ギンバ支店の上級職員から提供されたもの。

表6 旧ハシエンダ・サンタルシアにおける農民の地価償還状況
(1992年12月9日現在)

農園 所有者別	面積 (ha)	A. 総額 (ペソ)	B. 土地銀行の対地主 支払額 (ペソ)	C. 農民支払額 (ペソ)	償還状況 (C/A) (%)
O	3,305	26,440,000	10,468,215.71	3,052,921.20	11.5
P	678	5,424,000	2,307,449.00	38,538.20	7.1
合計	3,983	31,864,000	12,775,664.71	3,091,459.40	9.7

(出所) 表5に同じ。

得た地価償還額の徴収状況である。ハシエンダ・サンタルシアの土地所有権は、先述のように、すでに亡くなった母親とその息子の2人の名義になっている。表中のOが母親、Pが息子を示すが、それぞれの改革対象面積は3305ヘクタールと678ヘクタールであった。したがって、土地銀行が毎年農民から徴収すべき地価償還額は約341万ペソとなる。これに対して銀行が1990年、91年に徴収できた額は22~24万ペソであった。これは徴収予定額のわずか6~7%にすぎない。このペースでは年賦1回分の支払が完了するのに14年から15年かかることになる。

最近の状況はそうだとしても、地価確定交渉が合意に達したのは1980年前後であるから、すでにこれまである程度の支払い額があつても不思議ではない。これまでの支払い状況を示したのが表6である。同表によると、これまでの地価償還額の合計は、92年12月現在約309万ペソである。これは現在の年間償還額341万ペソをまだ32万ペソ下回る額である。ということは、92年現在で農民の地価償還額はあと19年分以上残っていることを意味する。

1980年代後半から土地銀行は、受益農民の地価償還を促進するために米・トウモロコシ栽培に対する生産融資を開始した。フィリピン国立銀行によるマサガナ・ローンの土地銀行版である。生産融資額は92年度にはヘクタール当たり7000ペソで、その内訳は現金部分(30%)、投入財費(62%)、サービス費(1%)、作物保険料(7%)となっていた。土地銀行はこの現金部分2100ペソから年賦償還分855ペソを天引きする戦略に出たのである。融資返

済の保証措置として、融資申請者は多目的協同組合 (Primary Multipurpose Cooperatives) の組合員であることを条件とした。調査村の住民45人を中心 に近隣村落の住民を加えて88年に協同組合 (SAPMC) が結成され、89年から土地銀行の生産融資受入れを開始した。その後組合員が急増して91年には 116人となった。同年には全員が融資を受けたが、返済が滞ったため92年度 に借入れできたのは61人だけにとどまった。前年の実績に比べて大きな凋落 で、組合はまたしても早々に「存亡の危機」に立たされることになった。

1982年に2年分の地価償還をもって解放パテントを農民に交付できるとしたのは、土地タイトルを与えることにより地価償還へのインセンティブと地 税徴収を確かにすることを期待したことであった。しかし、政府の思惑は 完全にははずれた。農村における実態は、その2年分の償還すら終わっていな いという状態である。もちろん、これはハシエンダ全体の平均であって、個 別農民レベルではこの条件を満たす農民もいないわけではない。

4. 地税とその支払い

解放パテントを受領するために農民がクリアしなければならないもう一つ の条件は、地税の支払いである。実は、大統領法令第27号対象小作地の地税 を地主、小作人のどちらが負担すべきかという点が、同法公布直後から問題 になっていた。1973年2月の法務省長官の見解では、法令第27号の対象である米・トウモロコシ栽培小作地は72年10月21日をもって小作人の所有とみな されること、それ以後の小作料支払い分は地価償還の一部に算入されること、 したがって73年以降の地税負担義務は地主ではなくて農民にあるというもの であった⁽²⁸⁾。そこで解放パテントの交付にあたっては受益者が73年から現在 までの地税支払いを完了していることが要件となった。

地税は、土地の課税評価額の1%に、特別教育基金 (Special Education Fund) の1%が付加されてつごう2%である。したがって、その支払いは 農民にとってけっして大きな負担となる額ではない。ここで一つ事例をあげ

表7 地税累積の事例：地番810（水田 0.9385ha, 州道わき）における場合

	課税評価額 (水田 1 ha) (ペソ)	地番 810 の 課税評価額 (ペソ)	税率	地税額 (ペソ)
1973	850	800	0.02	16.00
1974	2,090	1,960	0.02	39.20
1975	2,090	1,960	0.02	39.20
1976	2,090	1,960	0.02	39.20
1977	2,090	1,960	0.02	39.20
1978	2,090	1,960	0.02	39.20
1979	2,090	1,960	0.02	39.20
1980	2,970	2,790	0.02	55.80
1981	2,970	2,790	0.02	55.80
1982	2,970	2,790	0.02	55.80
1983	2,970	2,790	0.02	55.80
1984	2,970	2,790	0.02	55.80
1985	2,970	2,790	0.02	55.80
1986	2,970	2,790	0.02	55.80
1987	3,550	3,340	0.0248	82.83
1988	3,550	3,340	0.0248	82.83
1989	3,550	3,340	0.0248	82.83
1990	3,550	3,340	0.0248	82.83
1991	3,550	3,340	0.0248	82.83
1992	3,550	3,340	0.0248	82.83
地税累積額	—	—	—	1,138.79

(注) 課税評価額 = ha当たり標準地価 × 面積(ha) × 調整係数 × 0.4。

調整係数は州道沿い0.96, 村道沿い0.93, 道路なし0.87。

地税は基本税と特別教育基金からなる。

(出所) 町財務部地税課の記録より。

て検討してみよう。表7は調査村の地番810番（水田0.9385ヘクタール）における実例を示したものである。1991年地方自治法によると、課税評価額は、農地の場合市場価格に調整係数を掛けたものの4割、宅地の場合市場価格の2割相当で、3年以上の期間をおいて改定されるということである⁽²⁹⁾。ギンバ町では73年以降74年、80年、87年と6～7年の間隔でこれまでに3回の評価額改定が行われた。町財務部地税課の職員によると、87年の調査村の水田

価格は1ヘクタール当たり灌漑田で1万2930ペソ、天水田で9350ペソであった。課税評価額はそれに調整係数を掛けたものの4割であるから、灌漑田でヘクタール当たり4960ペソ、天水田は3550ペソとなる。地番810の水田は天水田でしかも面積が1ヘクタールを切るために、課税評価額は3340ペソであった。これに87年から引き上げられた税率0.0248を掛けると、地税額は83ペソとなる。これは92年現在の農家庭先価格で粉米20キロ分にすぎず、農民にとっておおよそ負担といえる額ではない。しかし、それでも73年からの累積となると、92年現在1139ペソに達する。これを一度に支払うとなると農民にとってけっして軽くはないが、それでも支払い不能な額ではない。

町財務部の記録によると、調査村の改革受益者120人中地税を完済したのは1992年12月現在で13人にすぎない。これが調査村の解放パテント保持者である。別の16人は何年分かは支払っているが完済ではないため未だパテントの交付を受けていない。残りの101人は地税をまったく支払っていない。これら地税未納者は、上の事例のように、ヘクタール当たり1000ペソ以上の地税怠納額をもつわけである。

地価償還といい地税支払いといい、けっして農民の支払い不能な額とはみえない。にもかかわらず地税を完済した農民の数は非常に少ない。解放パテントが、農地改革事務所にもなく農民の手元にもなく、町財務官の机の上にうず高く積まれたままなのはそのためである。

第4節 改革後の土地保有関係

農地改革はこのように大きな問題をかかえたまま完了目前の段階までできている。広大な旧ハシエンダの土地はすでに地主の手を離れ、記録上は耕作農民の所有になった。しかし、農民の多くは未だ所有権の最終権原である解放パテントを手にしてはいない。旧ハシエンダの土地をめぐる権利関係は、厳密にいうと真に曖昧模糊とした状態にあるといわざるを得ないが、にもかか

わらず土地の貸付け、質入れは農民自身があたかも所有者であるかのごとく自由に行われている。まず最初に現時点での土地保有関係はどうなっているか、農地改革が始まる前の段階と比べてどこがどう変化したかの確認から始めよう。

1. 土地保有関係の変化

1970年から92年までの村の土地保有関係の変化を量的に示すと表8のようになる。70年に村には81人の農民がみられ、その保有面積は224ヘクタールで、すべて地主からの借り入れ地であった。特徴的な点は、1人の地主と多数の農民という関係の上に小作人間の差配人—小作人、小作地転貸人—又小作人関係が重層化していたことである。

農地改革開始後土地保有関係に現われた第1の変化は、この重層的小作関

表8 調査村における土地保有形態別農家数および耕作地面積の変化
(1970~92年)

土地保有形態別	1970		1974		1977		1990		1992	
	農家	面積(ha)	農家	面積(ha)	農家	面積(ha)	農家	面積(ha)	農家	面積(ha)
合計	81	224.45	97	252.32	99	243.87	n.a.	n.a.	180	298.54
所有地	0	0	0	0	0	0	120	244.93	158	244.09
貸出地	—	—	—	—	—	—	n.a.	n.a.	36 (17)	55.80
自作地	—	—	—	—	—	—	n.a.	n.a.	139	188.29
借入地	81	224.45	97	252.32	99	243.87	n.a.	n.a.	42 (20)	54.45
又貸地	4	20.00	0	0	0	0	—	—	0	0
自耕地	71	192.45	97	252.32	99	243.87	—	—	0	0
又借地	6	12.00	0	0	0	0	—	—	0	0

(注) カッコ内の数値は、借入地ないし貸付地とともに自作地をもつ者の数を示す。
なお、n.a. はデータ不在の意味。貸出地には貸付地と質入れ地が含まれる。

(出所) 1970年、77年、92年について聞き取り調査、74年については農地改革省ギンバ町事務所のMasterlist of Tenants Issued Land Transfer Certificates (August 29, 1974) から集計、90年については表3と同じ。

係解消の方向であった。調査村における小作地の又貸し、又借り関係は、1960年代半ばには面積で40～50ヘクタールに及んでいた。68年にギンバ町が農地改革地区指定を受けてからそれが減りはじめ、70年には12ヘクタールにまで縮小、大統領法令第27号が出た72年以後急速かつ完全に姿を消した。所有権の移転が「事実上の耕作者」に対して行われることになっていたため、小作地転貸人は又貸し地が全部又小作人のものとなるのを恐れてその半分見当を又小作人に残して又貸し関係を解消したからである。農地改革省はこの村の地主と耕作者の確認を終えて74年に土地移転証書交付のための基本台帳を作成するが、その段階までに小作地又貸し関係は完全に消滅していた。なお、70年から74年までの5年間に農家数が16戸、面積が30ヘクタール弱増大しているが、これは土地所有権移転の約束証書である CLT 取得のために農民が菜園地などにも積極的に権利主張を行ったことの反映であろう。

その後1977年の調査時にかけては住民の保有地がやや減少したこと以外に土地保有関係にほとんど変化がなかった。この減少はいく人かの住民の調査村からの転出によるものである。

第2番目の大きな変化は1978年から90年にかけて現われた。この間に地価が決まり最終測量が行われて、ハシエンダの土地がついに再分割されて農民に配分されたからである。ここで初めて農民耕作地が借入れ地から所有地に変更された。前述のように、120人の農民が245ヘクタールの耕作地の所有者となった。その結果、地主と農民の間の小作関係は消滅し、代わって独立した土地所有者間の対等な関係が成立したと推察される。とはいっても受益者間の受益地規模には大きな格差があり、けっしてすべてが対等というわけではなかった。改革計画の家族農場規模規定に従うと非灌漑地の調査村では世帯当たり5ヘクタールが限度であるはずが、現実には5ヘクタール以上の土地の受益者が6人みられ、その面積は36ヘクタールにも及んでいる。他方、1ヘクタール未満の受益者は28人でその面積は17ヘクタールである。前者は平均6ヘクタールであるのに対して、後者はその10分の1の0.6ヘクタールにすぎない。

第3番目の注目される特徴は、1992年の調査時に確認された受益農民による農地の貸付け、質入れの事実である。受益者は「事実上の耕作者」であるから、改革によって当然自作農が創出されたと考えるのが筋道であろう。ところが、調査時に所有地を持つと答えた158人の農民⁽³⁰⁾のうち受益地を自ら耕作しているのは139人、面積で188ヘクタールであった。これは244ヘクタールの受益地の77%にすぎない。対して受益地の4分の1に近い56ヘクタールの土地は、36人の受益者により全面的ないし部分的に他人に貸し付けられたり質入れされているのである。

第4に注目されるのは、農民のなかに依然として借り入れ地、質地の耕作者がみられることである。先に指摘したように、農民の3分の1は改革受益地の配分にはあずかれなかった。したがって彼らには、引き続き他人から土地を借り入れるか質地を探し求めるかしないかぎり農業経営を続けるすべがない。こうした借り入れ地、質地を耕作する農民が1992年の調査時に42人いて、その耕作面積が54ヘクタールもみられるのである。

農地改革によって調査村の農民は、ハシエンダの小作人から解放され、1990年ころまでに手続き上自作農となった。しかし、改革受益者となれなかった農民がいたために、自作地は92年末の時点で全体の4分の3にすぎず、他の4分の1は別の農民に貸し付けられたり質入れされるという状態であった。

2. 受益地の貸付け農家

農地改革受益地の貸付けと借り入れは禁止されている⁽³¹⁾。それにもかかわらず現実には農民受益地の4分の1に近い土地が貸し付けられたり質入れされている。長年耕作してきた小作地が自分の所有地になったというのに、それを早速他人に貸し出すのはどういった理由によるのか、また、それらはどういう性格の農家であろうか。

表9によると、1992年現在所有地を貸し付けている農民は24人みられ、そ

表9 調査村における土地保有状況（1992年12月現在）

土地保有形態別	世帯数	所 有 地 (ha)			借 入 地 ・質 地 (ha)	経営地 (ha)	農家当たり平均面積 (ha)		
		総面積	自作地	貸出地			所有地	經營地	賃付地
貸付け農家	24	55.50	14.10	41.40	—	14.10	2.31	1.76	1.73
全面賃付け	16	24.20	—	24.20	—	—	1.51	—	1.51
部分賃付け	8	31.30	14.10	17.20	—	14.10	3.91	1.76	2.15
質入れ農家	12	22.70	8.30	14.40	2.80	11.10	1.89	1.23	1.20
全面質入れ	3	1.50	—	1.50	—	—	0.50	—	0.50
部分質入れ	9	21.20	8.30	12.90	2.80	11.10	2.35	1.23	1.43
自作農家	104	145.04	—	—	—	145.04	1.39	1.39	—
借入れ農家	29	19.45	19.45	—	40.15	59.60	0.67	2.06	—
部分借入れ	16	19.45	19.45	—	19.90	39.35	1.21	2.46	—
全面借入れ	13	—	—	—	20.25	20.25	—	1.56	—
質地農家	11	1.40	1.40	—	—	11.50	12.90	0.12	1.17
部分質地	2	1.40	1.40	—	—	1.50	2.90	0.70	1.45
全面質地	9	—	—	—	—	10.00	10.00	—	1.11
合 計	180	244.09	188.29	55.80	54.45	242.74	1.54 ¹⁾	1.50 ²⁾	1.55 ³⁾

(注) 1) 土地所有農家158戸の平均、2) 経営農家161戸の平均、3) 土地貸付け／質入れ農家36戸の平均。

(出所) フィールド調査のデータを集計。

の貸付け面積は41ヘクタールである。これら貸付け農家の所有地面積は56ヘクタールであるから、その4分の3に相当する土地が貸し付けられていることになる。このなかには所有地を全面的に貸し付けるもの（16人）と部分的に貸し付けるもの（8人）の二つのタイプがみられる。

全面貸付け農家の1戸当たりの所有面積は1.5ヘクタールとほぼ平均に近い。ただし、このなかには2戸だけ所有地が4～6ヘクタールという大きな農家があるが、その他は1ヘクタール前後のやや小規模なものが多い。世帯主の職業をみると、海外出稼ぎ（4人）、会社勤め（2）、商売（2）、自営業（1）の他に無職の寡婦（3）、老齢（4）世帯などで、基本的に基幹労働力の不足による貸付けであることがわかる。

これに対して部分貸付け農家のほうは、所有地規模が平均4ヘクタール近くもあって村内最大である。貸付け面積は平均2ヘクタール余りであるからだいたい所有地の5～6割にあたる。その残りは自らが耕作する。特徴的なのは、これら農家がいずれも富裕で多様な副業をもつ点である。小型トラクター、脱穀機による農作業請負、肥料・農薬など投入財販売の下請け、小型精米機による精米業、粉米仲買、トラックあるいはジープによる運送業などがそれである。稲作経営の収益性がそれほど高くないために、規模の大きい農家は稲作経営に専念する代わりに、経営の複合化、兼業化に向かうのである。所有地の部分貸付けは、農民がこうした小商売、小事業に乗り出すために農業経営を縮小する一手段であり、調査村の上層農家に共通する一つの経営戦略とみることができる。

これら所有地貸付けの条件はどのようなものであろうか。調査村で確認できた貸付けあるいは借り入れ条件には3種類がみられた。アバン abang、サマック samak、ボルシエントゥハン porsiyentuhan がそれである。

アバンとはタガログあるいはイロカノ語で「見守り、監視人」を意味するが、調査村では農民が土地所有者から一定額の小作料を条件に土地を借りる場合を指す。その限りでこれはかつての定額小作制に酷似するが、契約期限が以前とは違って1年あるいは長くても2年間に限定される点で大きく異なる

表10 面積でみた土地貸付け／借入れ形態と貸付け／借入れ条件

(単位: ha)

土地貸付け／ 借入れ形態	貸付け／借入れ条件			合 計
	アバン	サマック	ポルシ*	
全面貸付け	5.85	—	18.35	24.20
部分貸付け	2.00	—	15.20	17.20
合 計	7.85	—	33.55	41.40
部分借入れ	4.48	7.40	10.50	22.70
全面借入れ	1.90	3.50	14.85	20.25
合 計	6.70	10.90	25.35	42.94

(注) *ポルシはポルシエントゥハンのこと。
 (出所) フィールドでの聞き取りから集計。

る。次のサマックがどの言葉に由来するか不明であるが、内容的には刈分小作制に非常に近い。すなわち、収穫から天引き経費分を差し引いた後の半分を農民が貸付け人に支払うのが条件である。ただし、この場合も契約期間が1~2年に限定されるのが従来の慣行と決定的に異なる点である。ポルシエントゥハンは、百分比のporsiyentoからきた言葉で、一定のコミッション(通常収穫の10%)を条件に農作業を請け負う取決めで、契約は各作期ごとに改められる。中部ルソンで1980年代に入ってから広まった新しい労働契約で、内容的にはかなりのバラエティがあるが、調査村では植付けから除草、施肥、農薬散布までの肥培管理作業と脱穀後の収納作業が含まれる。

これら土地貸付け／借入れ条件と貸付け／借入れ形態の相関関係を示したのが表10である。これによると、第1に、貸付け／借入れ条件として最もポピュラーなのはポルシエントゥハンであることがわかる。つまり、ポルシエントゥハンは貸付け条件として貸付け地の8割強を占めるし、借入れ条件としても全体の6割を占めている。貸付け形態別にみると、全面貸付けよりも部分貸付けで一般的であり、借入れ形態別では部分借入れよりも全面借入れでより一般的となっている。ということは、部分貸付け農家の間ではやはり小作地的性格よりも労働契約的性格のポルシエントゥハンが貸付け条件とし

て好まれることを示唆するし、経営規模拡大のために借り入れ地をもつ部分借り入れ農家ではアバンやサマックのような小作地的借り入れが選択されることを示していると考えられる。第2に、サマックは貸付け条件にはなくて借り入れ条件としてのみ見られるという点である。このことは、サマック関係にある11ヘクタールは村外農民からの借り入れであって、調査村内の農民間の貸借ではないことを示す。

3. 受益地の質入れ農家

政令第228号では、地価完済を条件に農地の譲渡は認められている。調査村では未だ地価完済者は皆無であるが、先にみたように所有地の質入れや質地を耕作する農民が少なくない。

表9によると、所有地を質入れしている農家は12戸みられ、その面積は14ヘクタールである。ここでも所有地を全面的に質入れするもの（3人）と、一部だけを質入れする部分質入れ農家（9人）がみられ、両者は性格を大きく異にする。前者の所有地はそれぞれ0.5ヘクタールずつで、1人は老齢のため、他の2人は生活資金確保のために村内の他の農民に質入れし、自らは農業労働者となって生計を維持する。いずれも質入れにより5000ペソを借りたが、その生活ぶりから推して返済の見込みはありそうにない。おそらく脱農型の質入れとみられる。

これに対して部分質入れ農家のほうは、所有地規模が平均2.35ヘクタールと大きい。その約6割にあたる土地（1.43ヘクタール）が質入れされているが、借り入れ地もあって平均1.23ヘクタールの経営地をもつ。質入れの契機は、海外出稼ぎのための準備資金（2件）、病気治療、就職運動、子供の結婚、経営拡大などの費用調達であった。9人全員が現在農業を生業としており、経営的にも積極的対応を示している。平均的農家がまとまった額の資金の必要に迫られた場合の調達手段としての「土地切売り」的質入れとみられる。

質入れ農家の土地が別の村や町の住民の手に渡ることはあり得るので、質

入れ農家と質受け農家の関係がすべて村内で完結するわけではないが、その大半が調査村内で成立しているとみられる。質入れの基本条件は、入質者が質受け人に借金返済までの期間土地の耕作権を明け渡すことである。その場合、1ヘクタールの土地で借り入れができる額は1万から2万ペソといわれる。質入れ経験者によると、返済のことを考えて通常1ヘクタールで1万ペソというのが現在の相場とのことである。調査時の市場価格は天水田で2万5000から3万ペソといわれるから、土地を担保に市場価値の4割から6割程度の金額を借りられることになる。逆に質受け人からいようと、5000ペソで0.5ヘクタール、1万ペソで1ヘクタールの土地の耕作権を手に入れることができるわけである。その意味でこの質受けは、土地なし農民が一定の蓄積に基づいて耕作権を確保する手段として機能しているようにみえる。

もっとも、質入れ者が耕作権をそのまま保持する場合もある。この村のケースでは、質入れしたほうが引き続き耕作する場合には粗収穫から諸経費を差し引いた残りを債権者と折半する。これはかつての分益小作制と同じである。つまり、土地所有者が急遽小作人になり小作料を債権者に支払う形である。所定の期日までに元金の返済がない場合には、再度期間を延長し、それでもやはり返済されない場合、土地所有権は債権者に移るといわれる。ただし、調査村にはその事例はまだないということである。

4. 借入れ地、質地耕作農民

受益地の貸付け、質入れがかなり広く行われているということは、当然、村内にそれを借り入れたり質受けする農民が相当数みられることを予想させる。事実、表9によると、借り入れ農家は29人、それに質入れ農家のなかの2人の借り入れ地を合わせると面積が43ヘクタールに及ぶし、質地農家は11人、12ヘクタールとなっている。ここでもやはり2種類のタイプが認められる。一つは所有地規模（平均1.21ヘクタール）がやや小さいために土地を一部借り入れて規模を拡大して耕作する部分借り入れ農家で、16戸みられる。所有地と

ほぼ同じ規模を借り入れるために平均経営規模は2.46ヘクタールとかなり大きく、農業経営への取組みは積極的である。他は、所有地がなく借り入れ地のみを耕作する全面借り入れ型で、13戸みられる。経営規模は1.56ヘクタールと村全体の平均に等しいが、アバンやサマックなら収穫の半分近い小作料の支払いがあるし、ポルシエントゥハンなら収穫のわずか10%の取り分しかない。ためにこれら農家の経済状態は相当に厳しく、家族総ぐるみで農業賃労働収入の積極的確保に乗り出さざるを得ないという状況である。

質地農家の場合も部分質地型と全面質地型の二つがあって、前者は所有地が零細（0.9と0.5ヘクタール）なために質地（0.1と0.5ヘクタール）を確保して経営を拡大しているのに対し、後者では質地確保が単純に耕作地確保の手段となっている。全面質地農家は、そのなかの4.5ヘクタールを質受けし耕作権をそのままにして小作料を取り上げる農家の場合を除き、いずれも0.3～1ヘクタールという零細規模である。

ここで注目しなければならないのは、借り入れ地および質地耕作農民の生活基盤が、一部の経営拡大型農家を除くと、極度に脆弱でかつ不安定な点である。農地改革前的小作農民の状態と比べて明らかに悪化しているし、農民というより限りなく労働者に近い存在といったほうが適切であろう。その要因は、第1に、契約期間が短いことである。ポルシエントゥハン契約は普通1作期であり、アバンとサマックは1～2年といわれる。質受けの期間も2～3年が基本である。従来フィリピンでは小作契約に期間はなかった。地主に反抗しないかぎり、農民は小作地をいつまでも耕作できたしそれを子供に譲ることもできた。農地改革開始後農民間での土地の貸借がこのように短期化したのは、改革受益地の貸借、質入れが禁止されているからである。したがって、農民の間の貸借契約はすべて闇契約となり、貸手はその発覚による権利喪失を恐れて貸付け期間の短縮化をはかり、できたら小作契約を避けて労働契約を結ぼうとする。かくして借手側にとって著しく不利な貸借関係が蔓延するようになったと考えられる。

第2に、耕作地獲得競争の激化である。借手側に不利な契約でもそれが村

内で成立するということは、土地を借り受けたい人が他に大勢いることの反映であろう。これは村落内への零細農家、農業労働者の堆積を示唆する。この村には1992年現在28の農業労働者世帯がみられる。70年の9世帯に比べると3倍の増加であるが、農家180世帯との対比ではそれほど大きな割合ではない。大きな比重をもつのは零細農家である。すでに指摘したように、農地改革の受益対象からはずれた農家が60世帯みられるが、これら農家が零細農家層を構成する。その内訳は、他の農民の土地を耕作する全面借入れ地・質地耕作農家22世帯と、親兄弟、親戚から分与してもらった、所有権のない土地を耕作する農家38世帯である。したがって、村内で土地借入れを強く希望するのは農業労働者層の28世帯、零細農民層の60世帯、合わせて88世帯となる。さらに改革受益農家のうちの部分借入れ地耕作農家がこれに加わるのであるから、土地賃貸市場はかなり激しい競争とみてまちがいなかろう。

そうしたなかで借入れ地耕作農民は、貸し手の農民の機嫌を伺いながら、不安定な地位に甘んじなければならない。フィリピンでは農民はマグササカ mag-sasaka と呼ばれる。「サカ saka つまり農地、経営地を耕す人」の意味である。かつては借入れ地を耕作する小作農民もマグササカであった。農業労働に主力をおく土地なし農民までがマグササカと言った。しかし最近では両者の間に明確な階層差がみられるようになり、農業労働者はけっしてマグササカとは言わなくなった。同じ農民の間でも相互に差異が顕著になった。借入れ地耕作農民は自らをマグササカではなくナキキサカと呼ぶ。「土地所有者にお願いして土地を耕作させてもらっている」という意味である。なぜマグササカでなくてナキキサカか。文字どおり農民にお願いして耕させてもらっているからである。今耕作地を持って農業を続けていても、次の作期にも土地を確保して生活の安定をはかれるか否かは定かでない。貸付け農民が土地を別の農民に貸すといえば、借入れ地耕作農民はただちに農業賃労働者になるほかない。こうして最近では、同じ農民層といつても階層差が大きく広がり明確化した。

むすびにかえて

以上の検討から、まず確認できる点をまとめてみよう。第1に、ギンバ町の農地改革パイロット地区における改革は、調査村の事例でみてきたようにかなりの糾余曲折を経ながら、20年近い歳月をかけてともかく、地主、小作人の確認から始まってCLT発行、地価確定、最終測量を経て最後の解放パテント発行までこぎつけたという点である。ハシエンダ・サンタルシアの広大な農地は小地片に再分割され、それぞれ耕作農民に分配された。ハシエンダの解体である。改革主体側からみれば明らかに改革は完了間近かである。否、手続き上は改革完了といえるかも知れない。

しかし、第2に、肝心の解放パテントの多くは目下宙に浮いた状態にあるという点である。すなわち、土地所有権原である解放パテントは、調査村では13人を除いて農民の手元にはない。農民がパテントを受け取れないのは、地価償還が滞っているのに加えて地税が未払いのままだからである。改革の受益者側からみれば、改革は未だ途中であって完了してはいない。

第3に、調査村の改革受益農民は120人であったが、それは耕作者の3分の2にすぎず、3分の1の農民は改革から取り残されたという点である。これら非受益者には、村内にとどまるかぎり、これからも引き続き土地なし農民として他人の土地を耕作させてもらうしか生計の道がない。加えて農業労働者の堆積もあって、村内の農地借り入れ需要は非常に大きい。したがって、受益農民のなかには受益地を早速貸し付けたり質入れするものがみられ、その面積が受益地の4分の1近くに及んでいる。自作農創設が改革目標とすれば、これは大きな失敗である。

第4に、農村の階層分化が大いに進んだ点である。かつては基本的に同一であった農民と労働者がはっきりと別階層になり、さらに農民層のなかが一部上向農家と零落農家にはっきりと分かれた。両者の立場の大きな差が、マグササカ（農民）とは別のナキキサカという新しい呼称の出現となってあら

われている。

要するにフィリピンの農地改革は、最初の方針なり原則で強行突破するといった事態を避けつつ、したがってある程度または大いに優柔不断に方針を変更しつつ、ために非常に長い時間をかけながら続けられている。その結果改革の全体的遅れが目立つものの、ケースによっては農民の土地をめぐる権利関係に基本的変更をもたらしている場合もみられることが明らかとなつた。しかしその場合でも、改革実施が長引くなかで、耕作農民の増加など新たな事態がつけ加わり、改革最終段階にきても農民間の土地貸借関係が依然として広範にみられるという状態である。また、政府の方針、原則に変更があるために改革の進展が局面により跛行的になり、ある点では完了に近いといえても別の面では途中でしかなく、ために改革全体としての評価を非常にむつかしくしている。改革が遅れているというのも、不徹底であるという評価も、また失敗というのも可能である。また、見方を変えれば完了間近い段階ともいえるケースも存在するのである。

最後に二つの疑問が残る。一つは、現在ギンバ町財務官の机の上にある解放パテントはこの先どうなるのであろうかという点である。地税収入が大幅に停止したままでは町財政は中央からの地方交付金に大きく依存するしかないが、それでは予算をただひたすらに引き締めるしかない。特に地税に上乗せされている特別教育基金収入がゼロになるため、地方自治体の教育関係予算に大きなしわ寄せがきていると考えられる。近年、公立小学校を辞職してシンガポールや香港に家事手伝いとして海外出稼ぎに出る女性教師の増大が伝えられているが、これは教師の給与水準があまりにも低く抑えられていることの反映であろう。そうした点からも、解放パテントの交付には早晚なんらかの決着がつけられなければならないのである。

他は、農民の地価償還と地税支払いが払えないのかそれとも支払わないのかという点である。農民が解放パテントを受領するには、2年分の地価償還、すなわちヘクタール当たり粉米10カバンと累積地税分6～7カバン、合わせて16～17カバンの支払いだけである。ヘクタール当たり平均粉米収量がざつ

と80カバンまで上昇した調査村の農民にとって、この程度の支払いがそれほど無理とは思われない。しかし、「緑の革命」以後進んだ農業商業化のなかで、収量も増大したが経費も著増し農民取り分が増えていない場合も少なくない。多くの農民の言い分は、「自分が地価や地税を支払えばたちまちにして家族が困るが、国家や銀行はそれを支払わないからといって困るわけではなかろう」ということであった。この点を確認するには農家経済分析が不可欠であるが、これについては別稿に譲ることにする。

- 注(1) 最近の研究としては、James Putzel, *Captive Land: The Politics of Agrarian Reform in the Philippines*, New York: Monthly Review Press, 1992; Jeffrey M. Riedinger, *Agrarian Reform in the Philippines: Democratic Transitions and Redistributive Reform*, California: Stanford University Press, 1995; 滝川勉『東南アジア農業問題論：序説的歴史的考察』勁草書房、1994年、などがある。
- (2) DAR, *Statistical Handbook on Agrarian Reform 1991*, Quezon City, 1992, p. 142.
- (3) この報告は3回のインテンシブ調査に基づいている。第1回目が1970年1月から2月、第2回目が77年10月から78年1月、第3回目が92年10月から12月までであった。最初の2回はアジア経済研究所、3回目は国際交流基金と立教大学からの助成に負うものである。
- (4) 1903年のセンサスによると、マニラの人口は1887年に18万、1903年には22万人であった。
- (5) Marshall S. McLennan, "Land and Tenancy in the Central Luzon Plain," *Philippine Studies*, Vol. 17, No. 4, October 1969, p. 676.
- (6) スペイン語で「大農園」の意。フィピンではアシエンダともハシエンダとも発音される。後者を採用したのは調査地の人々の発音に合わせたからである。
- (7) The Office of the Municipal Planning and Development Co-ordinator, *Socio-Economic Profile of the Municipality of Guimba, Province of Nueva Ecija (Memeographed)* Guimba, 1988, p. 3.
- (8) 小作契約第8条。
- (9) 小作契約第2条、第15条。
- (10) ギンバ町にはバランガイが64あるが、うち四つは中心街区にあり、農村の

バランガイは60である。町域面積2万3800ヘクタールを60で割るとバランガイ当たり約400ヘクタールとなる。

- (11) カバンは穀物容量単位で75リットル。粗米1カバンの重量は、1974年から公式には50キログラムとなったが、農村部では依然として従来からの44~46キログラムが用いられている。
- (12) 滝川勉『戦後フィリピン農地改革論』アジア経済研究所、1976年、148ページ。
- (13) ギンバ町農地改革実施チーム・リーダーからの情報(1977年)。
- (14) ギンバ町農地改革実施チーム事務所の記録より。
- (15) 1982年3月7日付で農地改革省ヌエバ・エシハ地区事務所が受理したKasunduanより。
- (16) 梅原弘光『フィリピンの農村：その構造と変動』古今書院、1992年、349ページ。
- (17) 農地改革省のフィールド事務所は、広域行政地域レベルの地域事務所(Regional Office)、州レベルの地区事務所(District Office)、町レベルの実施チーム事務所(Agrarian Reform Team Office)に分かれている。
- (18) ギンバ町農地改革事務所の記録より確認。
- (19) Subdivision Plan of Lot 1437-New B Pcs-40 Amd.
- (20) Subdivision Plan of Lot 879, 381 & 367 Psd 03-18612 (OLT) および Lot 880 Psd 03-18612 (OLT).
- (21) Subdivision Plan of Lot 331 Psd 03-023921 (OLT).
- (22) 調査村村長より聴取。
- (23) DAR Memorandum, Sept. 15, 1976.
- (24) 地方政府の主要財源は、不動産税、中央政府からの地方交付金(国税収入の40%)、特別税である。その配分は、不動産税では州35%、町40%、村25%(地方自治法第271条)、地方交付金は州23%、市23%、町34%、村20%(地方自治法第285条)となっている。Jose N. Nolledo, *The Local Government Code of 1991; Annotated*, National Book Store, 1992, pp. 353, 360~362.
- (25) ギンバ町農地改革事務所の記録、Scope of Agrarian Reform Area in Guimba, as of September 1992 より。
- (26) MAR, Policy Guideline and Procedures Manual on Emancipation Patent Generation Registration and Issuance, Q. C., 1992. (滝川『東南アジア……』100ページから再引用)
- (27) Executive Order No. 228 (July 17, 1987) 第6条。
- (28) 法務省長官見解(1973年2月27日付)。
- (29) 1991年地方自治法第220条(Nolledo, op. cit., p. 310)。

- (30) 1990年の120人が92年に158人に増えたのは、土地細分化によるものである。
- (31) 法令第27号では相続人による相続以外にいっさいの処分は禁じられているが、先の EO228 号第 6 条では、年賦支払い完了後いっさいの処分が認められるとしてある。